

## 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務プロポーザル実施要領

### 1 業務の概要

- (1) 業 務 名： 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容： 別紙「首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務仕様書」のとおり
- (3) 業 務 期 間： 契約締結日から令和5年3月17日（金）まで
- (4) 契約上限金額： 金 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
  - ア 令和4年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種〔303 映画等製作・広告・催事〕〔02 広告〕について登録されていること。
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
  - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
  - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
  - カ 平成29年4月以降に、地方公共団体が発注する調査・分析、映像制作・広告・発信業務等を元請として履行した実績を有する者であること。

### 3 担当部局

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市企画部政策企画課

電 話： 0532-51-2180 / 2181

ファックス： 0532-56-5091

電子メールアドレス：[seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp](mailto:seisakukikaku@city.toyohashi.lg.jp)

#### 4 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は (別記「豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン」様式1) に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要 (様式1) 並びに応募者における同種・類似業務の受注実績(企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ3件程度まで)について、業務実績表 (様式2) に記載すること。

なお、業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(業務仕様書等)を添付すること。

#### 5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書 (別記「豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン」様式1)

イ 会社概要 (様式1)

ウ 業務実績表 (様式2)

(2) 提出部数

各1部(提出書類の規格は、全てA4サイズ・縦とすること。)

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参、郵送または電子メールとする。

(受付時間等)

持参の場合： 土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで

郵送の場合： 書留郵便に限る

(5) 提出期限

令和4年9月12日(月)午後3時必着

#### 6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和4年8月26日(金)～令和4年9月5日(月)午後3時まで

(3) 質問方法

質問書 (様式3) に必要事項を記載し、持参、電子メールまたはファックスにより提出すること。なお、電子メールまたはファックスにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和4年9月7日(水)までに本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わ

らず確認のこと。

【参照先】豊橋市ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2622.htm>

## 7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書（別記「豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン」様式2）」により、提案書等の提出について通知する。

※ 令和4年9月14日（水）送付予定

## 8 提案書の作成及び記載上の留意事項

### (1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型等）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

### (2) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。

ウ 設計図、模型（模型写真を含む。）、透視図等は使用しないこと。

エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名等）をしないこと。

オ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類規格は原則A4版とし、使用する文字の大きさは11ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

## 9 提案書の作成要領

提案書の様式は次に示すとおりとする。

### (1) 業務の実施体制、実施方針及び実施方法を記述する。

ア 提案書-概要（A4サイズ1頁）（様式は任意）

イ 提案書-本文（A4サイズ10頁以内）（様式は任意）

ウ 提案書-業務実施体制（様式4）

エ 提案書-業務実施スケジュール（様式は任意）

オ 提案書-業務実績表（様式2）

### (2) 参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）

### (3) 留意事項

ア 提案内容と評価項目の対応を明確にし、対応ページ一覧を付すること。

イ 正本、副本ともにページ番号を付した上でA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

ウ 副本には提案者名が特定できるような記述（社名、ロゴ等）をしないこと。

エ 定量的に把握可能な事項については、可能な限りその数量等を明記し、それが困

難な場合には定性的に把握可能な表現を用いて簡潔に記述すること。

オ 専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現を用いて記述すること。

カ 見積内訳書の作成については、業務内容や人件費等で細分化して提示すること。

#### (4) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

### 1 0 提案書等の提出方法

#### (1) 提出書類及び部数

ア 提案書 10部 (正本1部、副本9部) 及び電子データ一式

イ 見積書及び見積内訳書(様式は任意) 各1部

#### (2) 提出先

3 担当部局と同じ

#### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、電子データについては電子メールでの送付を可能とする。(受付時間等)

持参の場合： 土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで

郵送の場合： 書留郵便に限る

#### (4) 提出期限

令和4年10月6日(木) 午後3時必着

※ 提出期限後に到着した提案書は無効とする。

### 1 1 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例(平成8年豊橋市条例第2号)」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

### 1 2 実施要領、業務説明書(仕様書)等に対する質問及び回答

(1) 質問書(様式3)に必要事項を記載し、持参、電子メール又はファックスにより提出すること。なお、電子メール又はファックスにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(2) 質問の受付場所

3 担当部局と同じ

(3) 質問の受付期間

提案資格確認結果通知書を受け取った日から令和4年9月26日(月)午後3時まで

(4) 回答 令和4年9月28日(水)

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

【参照先】豊橋市ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/2622.htm>

### 1.3 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 一次評価(書面審査)

提案者が多数の場合には、二次評価対象者を3者程度に絞り込むものとする。

(2) 二次評価(プレゼンテーション、ヒアリング)

日程： 令和4年10月17日(月)(予定)

時間、場所及び留意事項等については、令和4年10月7日(金)までに別途通知する。

なお、出席者は2名以内(うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。)とし、ヒアリング時間は一者あたり20分程度(説明5分、質疑15分程度)を予定している。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ビデオ通話アプリ「Zoom」を活用して行うことを予定している。本プロポーザルに参加し、かつプレゼンテーションへの参加希望者は、令和4年9月12日(月)までに申し込むこと。

(3) 評価基準

別添「首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務プロポーザル評価基準」による。

(4) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を評価し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が一者のみの場合であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 選定委員会各委員の持ち点(200点)を合算した値(満点)の5割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者(最低基準点を満たしている者に限る。)を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、評価項目の「2 提案内容」の合計値において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する(一次評価を実施した場合の選定についても同様とする。)

### 1.4 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（別記「豊橋市プロポーザル方式実施ガイドライン」様式4）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務にかかる提案書の特定者について（様式5）」を豊橋市企画部政策企画課内において配置し、これを閲覧させること及び3の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由について説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

## 1.5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

- (1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

## 1.6 契約の締結

- (1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。
- (2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。
- (3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
  - ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
  - イ 提案資格または提案内容が無効となったとき
  - ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

## 1.7 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を速やかに提出す

ること。提出方法は、持参又は郵送とする。ただし、電子データについては電子メールでの送付を可能とする。

(受付時間等)

持参の場合： 土・日曜日、祝日・休日を除く毎日 8 時 30 分から午後 5 時まで

郵送の場合： 書留郵便に限る

- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によるものとする。

(様式1)

## 会社概要

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
担当部署 の連絡先	担当部署	
	担当者	
	住所	
	電話	
	F A X	
	E - mail	
設立年月日		
資本金	円	
売上高	年 円	
従業員数	名 ( 年 月末現在)	
事業概要		
備考		

(様式2)

## 業務実績表

平成29年度以降の同種・類似した業務実績を記入してください。

1	業務名	
	自治体名	
	人口規模	
	履行期間	
	業務の概要	
2	業務名	
	自治体名	
	人口規模	
	履行期間	
	業務の概要	
3	業務名	
	自治体名	
	人口規模	
	履行期間	
	業務の概要	

※必要に応じて欄を追加すること。ただし、記載する業務実績は3件程度とする。

(様式3)

## 質 問 書

業 務 名 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務

上記業務のプロポーザル ・参加意向申出書の提出 に関して、次の項目を質問します。  
・提案書の作成

※該当する方を○で囲んでください

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

商号又は名称：

代表者職氏名：

担 当 者 氏 名：

電 話 番 号：

F A X：

電 子 メ ー ル：

### 質 問 事 項 (簡潔に)

注意事項：質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

(様式4)

### 業務実施体制

	予定者	所属・役職	今回の担当業務
責任者			
担当者	1		
	2		
	3		

※担当者については、今回の業務実施体制を記入すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由

※この項目は、該当する場合に記入すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

業務実施体制・組織図

※協力会社、再委託先との関係など責任の所在がわかるように記載すること。

※欄が不足する場合は適宜追加すること。

(様式5)

首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務  
プロポーザル契約候補者の特定について

首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務  
プロポーザル評価委員会

- 1 委託業務名 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信事業委託業務
- 2 業務内容 別紙「首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務仕様書」のとおり
- 3 業務期間 契約日から令和5年3月17日(金)まで

4 契約候補者の特定方法

首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務プロポーザル評価委員会において、公募型プロポーザル方式により参加業者から提出された提案内容を評価基準に基づき採点した結果、合計得点が最も高い次の提案者を契約候補者として特定しました。

5 契約候補者

商号又は名称 ○○○○  
○○○○ ○○ ○  
住 所 ○○市○○○○

6 評価結果の内訳

名称	得点
	点
	点
	点
	点
	点

【問合せ先】

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地  
豊橋市企画部政策企画課  
電 話：0532-51-2180/2181

(様式6)

辞 退 届

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者職氏名

首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務プロポーザルに参加を申込みましたが、下記により辞退いたします。

記

辞退理由：

(別記様式1) (第9条関係)

プロポーザル参加意向申出書

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井由崇様

所在地  
商号及び名称  
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで公告された下記プロポーザルに参加を申し込みます。  
なお、添付の提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- 1 件名 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務
- 2 提出書類 (1) 会社概要(様式1)  
(2) 同種・同類の業務実績(様式2)

連絡担当者  
所属  
氏名

電話  
FAX  
E-mail

(別記様式2) (第11条関係)

提案資格確認結果通知書

令和 年 月 日

商号及び名称  
代表者職氏名

豊橋市長 浅井 由崇

令和 年 月 日付で公告された下記プロポーザルについて、参加資格を確認しましたので結果を通知します。

記

- 1 件 名 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務
- 2 履行場所 豊橋市の指定する場所
- 3 提案資格の有無 (1) 有の場合、資格を有することを認めます。  
(2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。  
理由： ○○のため。

担当課  
電 話  
F A X  
E-mail

(別記様式4) (第13条関係)

結 果 通 知 書

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

豊橋市長 浅井 由崇

貴社より提出があった下記プロポーザル提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

記

- 1 件 名 首都圏向け豊橋のまちの魅力発信委託業務
- 2 結 果
  - ① 最適であると特定しました。  
理由：〇〇のため  
契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。
  - ② 次の理由により特定しませんでした。  
理由：〇〇のため

担当課

電 話

F A X

E-mail

※ 非特定理由については、本通知日の翌日から起算して5日（土・日、祝日・休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができます。